

J E M A No. 02-127
平成 14 年 7 月 12 日

環境省
大臣 大木 浩 殿

社団法人 日本電機工業会
会長 谷口 一郎

変圧器等の微量 PCB 検出に関する調査および情報提供について

環境省 平成 14 年 7 月 12 日付（環廃産第 393 号）通達に関し、下記の対応策を会員企業に徹底したことをご報告いたします。

また、下記 1. および 2. の調査結果については、追ってご報告いたします。

1. 平成 14 年 7 月 9 日付当会報告書において調査中となっている 3 社に対して、調査結果を速やかに当会に提出するように要請した。
2. 微量 PCB の混入の可能性を完全には否定できないとする企業および微量 PCB の検出事例のある企業に対して下記事項を要請した。
 - (1) 微量 PCB の混入の可能性を完全には否定できないとする企業は、PCB 含有の有無の判別を行うための調査を実施すること。
 - (2) 過去に微量 PCB の検出事例のある企業は、速やかに原因の解明に努めること。
 - (3) 上記 (1) (2) の調査により、万一 PCB が検出された場合には、速やかに原因の解明に努めること。
 - (4) 上記 (1) (2) の調査結果を、関連ユーザに対し遅滞無く情報提供すること。
3. 2 項に該当する各企業に対し、ユーザに適切な情報提供および助言を行うよう要請した。
 - (1) 変圧器等について PCB の混入の有無をユーザが判断できるよう、的確な情報提供を行うこと。
 - (2) 変圧器等について PCB の混入が確認された場合には、法令等に則って対応するよう助言を行うこと。
 - (3) PCB 混入の可能性が完全には否定出来ないされる変圧器等については、PCB 不含が確認されるまでの間は、PCB 廃棄物と同様の対応を取るよう助言を行うこと。
 - (4) 関連ユーザーからの、PCB 混入の可能性等に係る問い合わせ、相談に対し、的確かつ迅速な情報提供を行うための体制を確保すること。

敬具

記

変圧器等への微量 PCB の混入可能性に関する調査について

- 平成 14 年 7 月 12 日付 (JEMA No . 02-124) (社)日本電機工業会 会長信

以上